

離職等によって住居を失っている又はそのおそれのある方へ

生活困窮者自立支援事業～住居確保給付金事業のご案内（家賃補助）～ （2025.9.4）

住居確保給付金事業（家賃補助）とは

離職等※¹の理由で経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として原則3カ月（延長あり）家賃を支給するとともに、日野市（自立相談支援機関）が住宅の確保及び常用就職※²の実現に向けた支援を行います。

※¹ 離職等とは離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合

※² 常用就職とは期間の定めがない労働契約又は6カ月以上の労働契約による就職。減収者の場合は、収入の回復により収入基準を超過することで常用就職したものとみなします。

住居確保給付金事業（家賃補助）を受けるには、要件があります

申請時に、次の①から⑧までのいずれにも該当する方が対象となります。

①離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は喪失するおそれがあること

②申請日において、次のア又はイのいずれかの状況であること

ア：離職等の日から2年以内である

イ：給与等を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し離職や廃業と同程度の状況（以下、「やむを得ない休業等」という）にある

③次のア又はイの時点において、世帯の主たる生計維持者であること

ア：離職等の場合は、離職等の日（離職等の前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）

イ：やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の**収入要件額**以下であること（収入には、給与収入や自営業収入の他、定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送り等を含みます）※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（但し、交通費支給額は除く）が収入となります

世帯人数	基準額	収入要件額の計算方法
1人	84,000円	左記基準額 + 実際の家賃額※ ³ (上限53,700円) = 収入要件額
2人	130,000円	左記基準額 + 実際の家賃額※ ³ (上限64,000円) = 収入要件額
3人	172,000円	左記基準額 + 実際の家賃額※ ³ (上限69,800円) = 収入要件額
4人	214,000円	
5人	255,000円	

※³ 家賃額とは、賃貸借契約に基づく管理費等を除いた金額

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する現金や預貯金等の金融資産※⁴の合計額が、次の表の金額以下であること

世帯人数	1人	2人	3人以上
金融資産※ ⁴ （現金・預貯金等）	50.4万円	78.0万円	100万円

※⁴ 金融資産とは、現金、預貯金、債券、株式、投資信託、暗号資産を指します

⑥誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（自立に向けた活動を行う場合の経営相談等を含む）

⑦地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金（家賃補助）の支給額

月収が基準額（表）以下の方は、支給額※5は家賃額（管理費等は除く）となります。

月収が基準額（表）を超えている方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額}^{\ast 5} = \text{基準額} + \text{実際の家賃額（管理費等は除く）} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

※5 支給額は住宅扶助基準を上限

（単身世帯53,700円、2人世帯64,000円、3～5人世帯69,800円）

住居確保給付金（家賃補助）の申請をするために必要なもの

①本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し、在留カード等

②離職後2年以内の者であること、又は収入の減少が確認できる書類の写し

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。

収入の減少は雇用主からの休業を命じる文書や、帳簿等収支状況の確認できる書類など）

③申請者及び申請者と生計を一にしている同居者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「振り込み通知書（ハガキ）」

④申請者及び申請者と生計を一にしている同居者の金融機関の通帳等の写し

債券、株式、投資信託、暗号資産等を保有している場合は、金額が確認できる書類等

⑤ハローワークの発行する「求職受付票」または「ハローワークカード」の写し

⑥その他（建物賃貸契約書、印鑑など）

住居確保給付金（家賃補助）受給中の義務（求職活動の要件等）

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う支給決定者（就労を目指す方）

（自立に向けた活動を行う支給決定者を除く）

- ① 月4回以上、自立相談支援機関（セーフティネットコールセンター）の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

イ 自立に向けた活動を行う支給決定者（事業再生を目指す方）

- ① 月4回以上、自立相談支援機関（セーフティネットコールセンター）の面接等の支援を受ける
- ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける
- ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う

その他要件・詳細については下記までお問い合わせください。

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター 暮らしの自立相談支援窓口みらいと
〒191-8686 日野市神明1-12-1 電話 042-514-8574（直通）E-mail s-net@city.hino.lg.jp